

中間報告

日本政府に対する提訴

第 2177 号案件

－日本労働組合総連合（連合）

第 2183 号案件

－全国労働組合総連合（全労連）

申し立て：元来、提訴団体は、公務員法制度改革が労働者団体との適切な協議なしに進められてきたものであり、現行の公務員制度法令をさらに改悪し、適切な代償措置がないままに公務員の労働基本権を制約し続けるものであることを申し立ててきた。広範な協議をふまえ、両団体は労働基本権を早急に保障するよう求めている。

328. 本委員会（ILO 結社の自由委員会）は、本案件の内容をすでに 8 回にわたって審査しており、直近の 2013 年 3 月の会合では理事会に中間報告を提出した [第 367 次報告、814－850 項、2013 年 3 月の第 317 回理事会で承認]。

329. 日本労働組合総連合会（連合）（第 2177 号案件）は、2013 年 8 月 29 日付および 2014 年 1 月 6 日付の書簡で追加情報を提出した。全国労働組合総連合（全労連）（第 2183 号案件）は、2013 年 11 月 6 日付の書簡で追加情報を提出した。

330. 政府は、2014 年 4 月 11 日付の書簡で見解を提出した。

331. 日本は 1948 年の「結社の自由及び団結権保護条約」（第 87 号）、1949 年の「団結権及び団体交渉権条約」（第 98 号）を批准している。

A. 本案件に関するこれまでの審査

332. 本委員会は、2013 年 3 月の会合で以下の勧告を行った [第 367 次報告、850 項を参照]。

(a) 2012 年 12 月 26 日に成立した新政権が、これまでの経緯を確認し、国・地方の公務員制度改革の具体的な内容を検討するという政府の説明に留意し、本委員会は政府に対し、あらゆる関連団体とこの問題について徹底した、忌憚のない、有意義な協議を追求するとともに、委員会の勧告に沿った公務員制度改革がこれ以上遅滞することなく完了され、特に次の点に関して、日本が批准している第 87 号および第 98 号条約に具現化された結社の自由の原則を十全に尊重するために必要な措置をとるよう強く求める。

- (i) 公務員に労働基本権を付与すること
- (ii) 消防職員および刑事施設職員に団結権と団体交渉権を十全に付与すること
- (iii) 国家の運営に関与しない公務員に団体交渉権および団体協約締結権を保障すること、またこれらの権利が法律上制約される可能性のある公務員に適切な代償措置を保障すること
- (iv) 国家の名において権限を行使しない公務員が、結社の自由の原則に則って争議権を享受できるよう保障すること、またこの権利を正当に行使する労働組合の構成員および役員が、重い民事罰または刑事罰の対象とならないよう保障すること
- (v) 公共サービスにおける交渉事項の範囲

本委員会は政府に対し、上記のすべての事項に関する進展について情報提供を続けること、ならびに衆議院解散の前に国会に提出された国・地方の公務員制度改革法案が、審議のために再提出されたか否かを報告するよう要請する。

(b) 本委員会は政府に対し、2012年5月25日に国公労連が国を相手取って東京地方裁判所に提起した訴訟、ならびに多数の国立大学法人の職員組合が大学経営陣を相手取り、給与削減措置による損失分の支払いを求めて提起した訴訟の結果について、情報提供を続けるよう要請する。

B. 提訴団体からの追加情報

333. 連合は2013年8月29日付の書簡で、国家公務員制度改革基本法の下では、改革の実施期限および国家公務員制度改革推進本部の設置期限が2013年7月に定められているが、労働基本権の回復を含めた国家公務員制度改革に関わる法案は依然として国会に提出されていないと述べている。衆議院予算委員会は2013年2月12日、ILO結社の自由委員会の勧告に対し、前国会で廃案となった法案を再提出するつもりはないとの見解を明らかにした。

334. 新たに任命された公務員制度改革担当大臣は2013年2月22日、「今後の公務員制度改革の在り方に関する意見交換会」を設置した。ここでは自律的労使関係制度の構築についての議論も行われた。2013年6月3日に開催された第7回意見交換会には、公務公共サービス労働組合協議会（公務労協）が関係団体として招請された。

335. 政府は、国家公務員制度改革推進本部の設置期限が迫る2013年6月28日、同推進本部において政策文書「今後の公務員制度改革について」を承認した。具体的には、政府は2009年に閣議決定された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」を基本とする法的枠組みを構築し、次いで秋の臨時国会に関連法案を提出し、2014年春に内閣人事局を設置することを計画している。しかしながら、労働基本権の回復を含めた自律的労使関係の確立について一切言及がないことは問題である。

336. 連合は、今後の制度設計に際して、政府が労使間の十分かつ丁寧な協議と合意形成に最大限努めるよう本委員会が働きかけることを強く求めている。新政権は、結社の自由の原則が具現化されている第 87 号および第 98 号条約を最低限尊重するための法制度改正に関わる前政権の措置を否定したのみならず、8 次わたる ILO 勧告で挙げられている課題の解決をはかる姿勢を明らかにしていない。

337. さらに連合は、内閣が 2013 年 1 月 24 日、各地方自治体において決定される地方公務員給与について、地方自治の本旨に基づき、「国家公務員の給与削減措置に準じた地方公務員の給与削減を実施するよう各地方公共団体に要請する」ことを決定したと述べている。また国は 2013 年度予算において、地方交付税のうち地方公務員の給与財源に充てられる額の減額を一方的に決定した。交付税は地方自治体の固有財源であり、その使途が自治体に委ねられている。この決定に対し、労働組合のみならず、地方自治体の首長で構成される全国知事会やその他の地方団体が強く反発した。しかしながら、実質的な給与財源の圧縮が、労使に対する事実上の削減の強制として機能し、多くの地方自治体では職員の給与を削減せざるを得ない状況となっている。

338. 2013 年 7 月 1 日の時点で、826 団体（46.2%）が給与削減をすでに実施しており、133 団体（7.4%）が実施予定あるいは協議中、368 団体（20.6%）が検討中または検討を予定していた。これに対し、給与削減の実施予定なしは 230 団体（12.9%）であった。

339. 国による地方公務員の給与削減の要請は、地方自治および自立的労使関係への不当な介入である。連合は、法律に基づく行政の執行責任と法案提出権を有する政府によるこのような要請を深く遺憾としている。政府は地方公務員の労働基本権を制約し続けており、これは 60 年以上にわたって立法政策上の問題となっているが、これまで実施されてきた人事院勧告による給与決定は、この制約の代償措置としての役割も果たしていた。政府が人事院勧告制度の廃止を一方的に強要したことはきわめて重大な問題である。

340. 連合はまた 2014 年 1 月 6 日付の書簡で、政府が 2013 年 11 月 5 日、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」（以下「政府法案」）を閣議決定し、2013 年 10 月 15 日に召集された第 185 回臨時国会に提出したと述べている。政府法案には自立的労使関係制度に関わる措置が一切含まれておらず、また本委員会の勧告ならびに第 87 号および第 98 号条約の内容に正反対のものであり、連合はこれを遺憾としている。

341. 民主党は 2013 年 11 月 20 日、「国家公務員の労働関係に関する法律案」（以下「対案」）を国会に提出した。これは民主党が与党であった時期に提出された国家公務員制度改革関連 4 法案ならびに地方公務員制度改革関連 2 法案と同内容のものである。

342. 連合によると、政府法案が審議に付された 2013 年 11 月 22 日の衆議院本会議において、公務員制度改革担当大臣は「ILO からは、我が国の公務員の労働基本権の制限に関して勧告されて

いるが、その内容は、基本的に公務員制度改革について関係者と十分話し合うことや、改革の進展について ILO に対する情報提供を続けることを要請したものと認識している」との見解を明らかにした。連合は、結社の自由委員会第 329 次報告（2002 年 11 月）651 項で指摘されている状況、すなわち「委員会は、数多くの会議が持たれたにも係わらず、国および地方の公務員を代表する団体の見解は聞きおかれはしたが、それらに基づく行動はとられなかったと結論せざるを得ない」状況が再現することを懸念している。したがって連合は、再びそのような状況に陥ることを避けるため、本委員会が「関係者との協議と対話」についての明確な見解を明らかにするよう要請している。

343. また 2013 年 12 月 3 日、与党の自民党と公明党および野党の民主党は、2014 年通常国会の衆議院内閣委員会の採決の際に以下の附帯決議を付すことで合意した。「政府は、自律的労使関係制度について、職員団体と所要の意見交換を行いつつ、合意形成に努めること。」

344. 第 185 臨時国会において、政府法案と対案は衆議院での継続審議とされたが、以上の経過は、政府が 8 次わたる ILO 勧告を受けているにもかかわらず、第 87 号および第 98 号条約に具現化されている結社の自由の原則を最低限順守するための法制度改革に関わる措置をいまだ実施せず、また課題の解決に向けた姿勢を明らかにしていないことの表れである。

345. 国による「地方公務員の給与削減要請」については、2013 年 10 月の時点で、1,069 団体（59.8%）が「給与削減を実施済み」、31 団体（1.7%）が「実施予定・協議中」、203 団体（11.3%）が「検討中又は今後検討」と回答した。これに対し、255 団体（14.3%）は「実施予定なし」と回答している。連合は、このような事態について、国が一方向的に決定した実質的な給与財源の圧縮が、事実上の労使に対する給与削減の強制として機能していること、また多くの地方自治体が国からの要請を受け入れ、職員の給与を削減せざるを得ない状況が、より深刻な事態に至っていることの証拠であると考えている。

346. 連合は、国による地方公務員の給与削減要請が、地方自治体および労使自治への不当な介入であるばかりでなく、地方公務員の労働基本権を制約し続ける一方で、その制約を受け入れることの代償措置である人事院勧告による給与決定を一方向かつ強制的に妨げることに他ならないと重ねて主張している。消防職員への団結権付与を含めて、地方公務員の労働基本権をめぐる問題の解決に向けた協議が行われていないことから、連合は本件を、第 87 号および第 98 号条約に具現化されている結社の自由の原則が再度侵害された案件として本委員会に報告している。

347. 全労連は 2013 年 1 月 8 日付の書簡で、安倍首相を本部長とする国家公務員制度改革推進本部（以下「改革推進本部」）が 2013 年 6 月 28 日、新政権の下での「改革」の指針を定めた文書「今後の公務員制度改革について」を決定したと述べている。この文書は、第一次安倍内閣（2007 年 9 月～2008 年 8 月）における国家公務員制度改革の延長線上に位置づけられる。文書では「今後の国家公務員制度改革に当たっては、国家公務員制度改革基本法（以下「基本法」）の条文に即

して、機動的な運用が可能な制度設計を行う」と述べられているが、公務員に対する労働基本権の保障の回復については一切言及がない。これは、前政権による公務員制度改革関連 4 法案（後に廃案）の国会への提出を契機とした公務員の団体協約締結権の回復に向けた進展を妨げるのみならず、「政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする」と述べる基本法第 12 条を無視するものである。政府が基本法に則して改革を実施する意図を真に有するのであれば、公務員の労働基本権の回復という問題を取り上げてしかるべきであった。

348. 全労連は、政府が改革推進本部の新たな指針に従い、一連の新たな改革関連法案を準備すると発表したと述べている。しかしながら、これらの新たな改革関連法案は、2009 年 3 月に自公連立政権下で国会に提出され同年 7 月の衆議院解散により廃案となった、国家公務員制度改革関連法案の焼き直しとなる公算が大きい。全労連は ILO に宛てた 2009 年 3 月の書簡で、これらの法案の問題点を指摘している。最も懸念されるのは、公務員の労働条件に関わる級別定数の管理が人事院から内閣人事局に移管されることが主たる原因となって人事院の法的権限が縮小され、これにより公務員の労働基本権に悪影響が及ぼされかねない点である。

349. 人事院は今年の 8 月 8 日、公務員の労働条件に関する勧告を行ったが、人事院の調査によると国家公務員の給与は民間を 7.78% (29,282 円) 下回ったものの、給与改定勧告は行われなかった。人事院は昨年引き続き、2 年連続して給与に関する勧告を行わなかったことになる。このことは、公務員の労働基本権に課された制約に対する代償措置としての人事院制度の機能が低下傾向にあることを証明している。

350. また全労連は、2012 年 5 月 25 日に国会で可決された給与削減法案と、日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）が提起した訴訟について情報提供を行った。訴訟における国公労連の主張は以下の通りである。(1) 労働基本権が制限された状況下で、この制限を補償するための人事院勧告を無視した給与削減の法律は、憲法および関連する ILO 条約に違反しており、したがって無効である。(2) 給与削減法案に関して国公労連との団体交渉が実施されなかったという事実は、団体交渉権の侵害に等しく、憲法および関連する ILO 条約に抵触し、したがって無効である。

351. 全労連は、国が以下の立場を主張していると述べている。(1) 労働基本権の制約に対する代償措置たる人事院勧告は、国会および内閣を法的に拘束するものではないため、憲法違反にはあたらない。(2) 国家公務員は団体協約締結権を持たず、それゆえ労使による労働条件の共同決定に関わるいかなる団体交渉の権利も有さない。全労連によれば、国のこれらの主張は、公務員の労働基本権の制約に対する代償措置たる人事院勧告を無視し、公務員の団体交渉権を否定するものである。国は現在、これらの主張に基づき、また給与削減は 2 年間限定の臨時措置であると繰り返し説明してきた事実にも関わらず、給与削減法案の期限後に新たな給与削減策を講じる可能性を示唆している。さらに政府は 2013 年 1 月 24 日、各地方自治体に対し、国家公務員の給与削減措置に準じた地方公務員給与の平均 7.8% の削減を 2013 年 7 月までに実施するよう要請するこ

とを決定した。加えて政府は、2013年度予算において、教員を含めた地方公務員の人件費として地方自治体に割り当てられる予算と、義務教育の財源における国の負担分を減額することを一方的に決定した。

352. 全労連によれば、これらの措置は地方公務員賃金の決定過程への干渉であり、そもそも地方公務員の賃金は、各地域の人事委員会の勧告に従いまた労使の交渉を通じて、各自治体の下で自律的に決定されるべきものである。この措置は事実上、国による地方自治体の給与削減の強制である。全国知事会はこの状況を懸念し、数回にわたり声明を発表して抗議を行った。全国市長会および全国町村会も同様の声明を発表している。

353. 地方交付税の削減と、総務省からの継続的な干渉により、地方自治体は国家公務員に準じた給与削減の実施を余儀なくされた。2013年7月以来、合計で826の地方自治体（全体の46.2%）が政府の「要請」に基づき地方公務員の給与削減を実施している。多くの地方自治体では、この過程において労使交渉がなおざりにされ、使用者側から給与削減が一方的に押し付けられた。

354. また政府は、管理下の独立行政法人および国立大学に対し、国家公務員に準じる給与引き下げを実施するよう強く求めた。これらの公共団体は、政府もしくは担当省庁によって業績を評価されることから、政府の要求を拒むことで否定的な評価をうけるのではという不安につながった。その結果、独立行政法人である労働者健康福祉機構が各地で運営する労災疾病を専門とする病院において、使用者側が組合と合意した就業規則を無視して一方的にボーナスをカットした。本件に関わる労働組合は、労働委員会に不当労働行為の苦情申立てを行い、救済命令を求めている。国立大学については、2012年11月以降、一方的な給与削減の決定に対して8つの大学の組合が各地で訴訟を提起している。

355. 結論として、日本政府は、優先すべき政治課題として公務員制度改革を継続的に掲げているが、改革で検討すべき項目として公務員の労働基本権の回復を取り上げていないことから、依然として本委員会の勧告を無視している。2002年の提訴から10年が経過した。この間、政府は8次にわたる勧告を無視してきた。全労連は、公務員の労働基本権の再確立を目標とする公務員制度改革の実現と、そのためのあらゆる関係労働組合との複数回にわたる協議および交渉の実施を日本政府に迫るよう、委員会に強く要請している。

C. 政府の回答

356. 政府は2014年4月11日付の書簡で、2012年12月26日に成立した新政権が、多種多様な改革を包括的に検討するために「今後の公務員制度改革の在り方に関する意見交換会」を開催してきたと述べている。2013年4月25日に開催された第4回会合では、自律的労使関係制度に向けた措置（基本法第12条）が議論され、過去に提出された公務員制度改革関連4法案で具体化されていた制度の問題点などを含め、多様な意見の聞き取りが行われた。2013年6月に開催された

別の会合では、省庁の人事担当者、市長、公務労協からの多様な見解の聞き取りが行われた。

357. 政府は 2013 年 11 月 5 日、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。この新たな法案は次の会期で引き続き審議され、2014 年 3 月 14 日に衆議院で可決された。以前の法案で具体化されていた自律的労使関係制度には様々な問題点があったことから、この新たな法案にはそのような制度の構築に向けた措置は含まれていない。そのため政府は、自律的労使関係制度に向けた措置を慎重に検討し続ける必要があった。しかしながら政府は、人事院の法的権限が縮小されるのではないかという全労連の懸念には同意しない。

358. 政府は、この法案を国会に提出するまで、関係する労働組合と本件に関する会合を定期的に開催したと述べている。新たな法案は、国家公務員の任命における公平性を確保するための業務に関する権限を人事院が今後も保有することや、首相は職員の職務の級の定数を設定または改定する場合には人事院の意見を十分尊重するという条項が確立されるなど、関連する労働組合の意見に歩み寄った要素が含まれている。

359. 政府は、提訴団体による追加情報への回答として、本委員会の要請を考慮し、関連する労働組合との協議を開催した点を強調している。さらに一連の新たな法案では、内閣人事局が関係者からの聞き取りを継続しながら、改革基本法第 12 条における自律的労使関係制度に向けた措置の検討を担当することになっている。

360. 地方公務員制度改革に関しては、会合で地方自治体の首長と公務労協の意見の聞き取りが行われた。政府は、「政府は、地方公務員の労働基本権の在り方について、第十二条に規定する国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する。」という改革基本法の附則に従い、関係者からの聞き取りを行い、上述のものを含めて、地方公務員制度改革に向けた措置の取り扱いを検討する。

361. 政府は 2014 年 3 月、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。これは、人事評価制度の導入および地方公務員の適切な任用を通じて、能力および実績に基づく人事管理制度の確立を目指したものである。政府はこの法律の策定に当たって、公務労協と様々な会合を行った。

362. 国家公務員の給与削減については、政府は、国の厳しい財政状況および東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であったことから、この特別な措置が一時的に実施されたとの説明を繰り返した。この措置は 2 年間実施され、2014 年 3 月 31 日に終了した。

363. 地方公務員の賃金については、総務大臣は各地方自治体に対し、防災・減災・地域経済活性化等の事業の必要性に基づき、喫緊の課題に迅速かつ的確に対応する措置を追求しながら、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じた給与改定の方法を案出するよう要請し

た。総務大臣は、地方自治体の首長の連合団体および地方議会の議長の連合団体など、地方六団体が参加する協議を数回開催した。大臣は地方自治体の首長に書簡を送り、この要請が、現下の最大の使命である日本の再生に向けて、国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集するための当面の対応策という臨時的措置であることを強調した。この場合の賃金は地方自治体の問題であることから、要請では給与削減を強制することはできなかった。最終的な決定は議会における討議を通じて行われ、国の要請が地方自治体の自立的な手続きに変更を加えることはなかった。このことは、一定数の地方自治体が給与削減を実施しなかったという事実によって証明されている。

364. 政府は、国公労連が提起した訴訟、ならびに多数の国立大学法人の組合が提起した訴訟の結果について、本委員会に情報提供を行うつもりであると述べている。国立大学法人の組合による訴訟については、政府は、国立大学法人の職員は公務員に分類されず、団結し団体交渉に参加する権利を有すると規定している。政府は国立大学法人に対し、労使関係の自律性と独立性を認識しつつ、国家公務員の給与見直しを検討するのに必要な措置を講じるよう要請した。

365. 政府は結論として、関係団体との率直な意見交換と調整が必要であるとの基本的な考えを念頭におきながら、意義のある討議を重ね、実りある公務員制度改革を実現することに全力を尽くしていると述べている。政府は、その方向性を維持するとともに、本委員会の勧告に留意する。政府は、関連する情報を今後も適宜、委員会に提供するとし、また委員会に対し、現状を認識するとともに、本件における政府の誠意ある取り組みを理解するよう要請している。

D. 本委員会の結論

366. 本委員会は、2002年に提起されたこれらの案件が、日本における公務員制度改革に関するものであることを想起する。委員会は、政府および提訴団体の両者が、今回の改革過程ならびに公務員給与の改定過程においてとられた直近の措置について、詳細な情報を提供したことに留意する。

367. 国家公務員制度改革に関して、本委員会は本案件を前回検討した際に、国家公務員に対する複数の労働基本権付与も視野に入れた公務員制度改革の実現に向けて前進がみられたにも関わらず、結局はその点に関しいかなる措置も採択されなかったことを遺憾とした。

368. 地方公務員制度改革に関して、本委員会は、2012年11月に国会に提出されたものの、選挙に伴う解散によって審議されなかった改正法案が、自律的な労使関係枠組みの構築に向けた以下の重要な措置を含んでいたことを想起する。(1) 行政上の重要な決定を行う職員、ならびに団結権が引き続き制限されるが適切な代償措置を享受する職員を除いた、非現業地方公務員への団体協約締結権の付与、(2) 団体交渉で扱われる事項、ならびにその手続き、および当事者の決定、(3) 不当労働行為の禁止と審査、(4) 中央労働委員会と都道府県労働委員会によるあっせん・調停・仲裁の手続き、(5) 消防職員への団結権および団体交渉権の付与(団体協約締結権は除く)。

本委員会は政府に対し、あらゆる関係団体とこの問題について徹底した、忌憚のない、有意義な協議を追求するよう強く求めるとともに、最初の提訴から経過した年月、ならびに日本が批准している第 87 号および第 98 号条約に具現化された結社の自由の原則を十全に尊重するために政府と社会的パートナーが行った長期にわたる徹底した対話をふまえ、政府がこれ以上遅滞することなく公務員制度改革を完了するために最善を尽くすことを期待する。

369. 本委員会は、以前の法案で具体化されていた自律的労使関係制度には様々な問題点があったことから、国会で可決された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」には、そのような制度の構築に向けた措置は含まれなかったとの政府の説明に留意する。さらに本委員会は、新たな法案の下では、内閣人事局が関係者からの聞き取りを継続しながら、改革基本法第 12 条における自律的労使関係制度に向けた措置の検討を担当するとの政府の説明に留意する。地方公務員制度については、政府は、関係者からの聞き取りを行い、地方公務員制度改革に向けた措置の取り扱いを検討すると述べている。

370. 本委員会は、最初の提訴から 10 年以上が経過しているにも関わらず、公務員に労働基本権を付与するための具体的な措置が講じられていないことを遺憾とし、政府に対し、本委員会のこれまでの勧告に従って公務員に労働基本権を保障するため、関係する社会的パートナーとの協議を行い、これ以上遅滞することなく必要な措置をとるよう強く求める。本委員会は、必要な立法修正案が遅滞なく国会に提出されることを期待するとともに、この件の進展について情報提供を続けるよう政府に要請する。

371. 国家公務員給与の一方向的な削減、地方公務員給与の削減への圧力、人事院勧告制度の形骸化、また今後このような状況を避けるために公務員の労働基本権を早急に回復する必要性、これらに関する申し立てについて本委員会は、国の厳しい財政状況および東日本大震災に対処する必要性に鑑み、国家公務員給与の削減は不可欠であったとの政府による再度の回答に留意する。政府は、この特別な措置が 2 年間実施され、2014 年 3 月 31 日に終了したことを確認している。地方公務員について、本委員会は、政府としては国家公務員と同様の給与削減を課すことはできないものの、この深刻な状況に対処する必要性を認識するよう地方自治体を促す必要性があったという政府の説明に留意する。国立大学法人の職員については、公務員に分類されず、したがって団結し団体交渉に参加する権利を有することから、政府は、給与見直しを検討するための措置を講じるよう要請した際、労使関係の自律性と独立性を認識していた。

372. 本委員会は、2012 年 5 月 25 日に国会で可決された給与削減法案に対し、日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）が以下を求めて訴訟を起こしたという全労連からの情報に留意する。

(1) 労働基本権が制限された状況下で、この制限を補償するための人事院勧告を無視した給与削減の法律は、憲法および関連する ILO 条約に違反しており、したがって無効である。(2) 給与削減法案に関して国公労連との団体交渉が実施されなかったという事実は、団体交渉権の侵害に等しく、憲法および関連する ILO 条約に抵触し、したがって無効である。本委員会は政府および提

訴団体に対し、本項で述べた国公労連の訴訟の他、「労働者健康福祉機構」における一方的な給与削減に関する訴訟、ならびに 8 つの国立大学における給与削減に関わる訴訟の結果について、情報提供を続けるよう要請する。

373. 本委員会は、一般的な問題として、政府が団体交渉に関する法的制約という手段に訴える場合、繰り返しこうした方法を取ることは、労働者から基本的権利と、経済的・社会的利益を促進し保護する手段を奪うことになるため、長期的にみると悪影響を及ぼし、労使関係を不安定にさせるばかりである点を強調する。立法府が予算上の権限を有する場合、一方では、交渉当事者の自律性を可能な限り守る必要性と、他方では、予算上の困難を克服するために政府がとらざるを得ない措置とのあいだで、公正かつ合理的な妥協点が模索されるべきである [Digest of decisions and principles of the Freedom of Association Committee, fifth (revised) edition, 2006, paras 1000 and 1035 を参照]。

374. また本委員会は、これらの提訴において、公務員に労働基本権が付与されるまでの代償措置として機能する人事院勧告について、その給与決定に関する権限が弱体化しているとの懸念が表明されていることに留意する。また本委員会は、級別定数の管理に関わる権限が内閣人事局に移譲される可能性について表明されている懸念に留意する。本委員会は政府に対し、現状における人事院の機能に関する詳細な情報を提供するとともに、その改定案があれば提示するよう要請する。

結社の自由委員会の勧告

375. 前述の中間的な結論を踏まえ、委員会は理事会に対し、以下の勧告を承認するよう求める。

(a) 本委員会は政府に対し、日本が批准している第 87 号および第 98 号条約に具現化された結社の自由の原則を十全に尊重し、公務員に労働基本権を保障するため、関係するあらゆる社会的パートナーとの協議を行い、特に次の点に関して、これ以上遅滞することなく必要な措置をとるよう強く求める。

- (i) 公務員に労働基本権を付与すること、
- (ii) 消防職員および刑事施設職員に団結権と団体交渉権を十全に付与すること、
- (iii) 国家の運営に関与しない公務員に団体交渉権および団体協約締結権を保障すること、またこれらの権利が法律上制約される可能性のある公務員に適切な代償措置を保障すること
- (iv) 国家の名において権限を行使しない公務員が、結社の自由の原則に則ってストライキ権を享受できるよう保障すること、またこの権利を正当に行使する労働組合の構成員および役員が、重い民事罰または刑事罰の対象とならないよう保障すること、
- (v) 公共サービスにおける交渉事項の範囲。

本委員会は、必要な立法修正案が遅滞なく国会に提出されることを期待するとともに、この件の進展について情報提供を続けるよう政府に要請する。

(b) 本委員会は政府および提訴団体に対し、国公労連の訴訟、「労働者」健康福祉機構における一方的な給与削減に関する訴訟、ならびに多数の国立大学法人の職員組合が給与削減措置に関して大学経営陣を相手に提起した訴訟の結果について、情報提供を続けるよう要請する。

(c) 本委員会は政府に対し、現状における人事院の機能に関する詳細な情報を提供するとともに、その改定案があれば提示するよう要請する。